

国民健康保険限度額適用認定証等更新のご案内

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び食事療養標準負担額減額認定証（以下「認定証」といいます。）の有効期限は、毎年7月31日までとなっております。

8月以降も認定証を引き続きお使いになる場合は、あなたの世帯の前年中の所得や現在の国民健康保険料の納付状況をもとに新たに認定を行いますので、お住まいの区の区役所保険年金課・支所区民センター保険年金担当に申請していただきますようお願いいたします。

（所得の申告状況や保険料の納付状況によっては交付できない場合があります。確認したい方は、お住まいの区の区役所保険年金課・支所区民センター保険年金担当へお問合せください。）

なお、本申請は8月以降も随時受け付けておりますが、新しい認定証をお使いいただけるのは申請月（長期入院該当の方は申請月の翌月）からとなりますので、お早めに手続きをお願いいたします。

【手続きに必要なもの】

- ・申請書（窓口にも置いてあります。）
- ・被保険者証
- ・現在お持ちの認定証
- ・世帯主及び対象者のマイナンバー（個人番号）のわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）
- ・来庁者の本人確認書類（顔写真付きのもの）
- ・住民税非課税世帯で、この1年間の入院日数が通算で90日を超えた人は、入院期間が証明できるもの（入院期間が明記された領収書など）